

○農林水産省、厚生労働省、令第一号
国土交通省、経済産業省、環境省

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第三十七条の規定を実施するため、資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す證明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

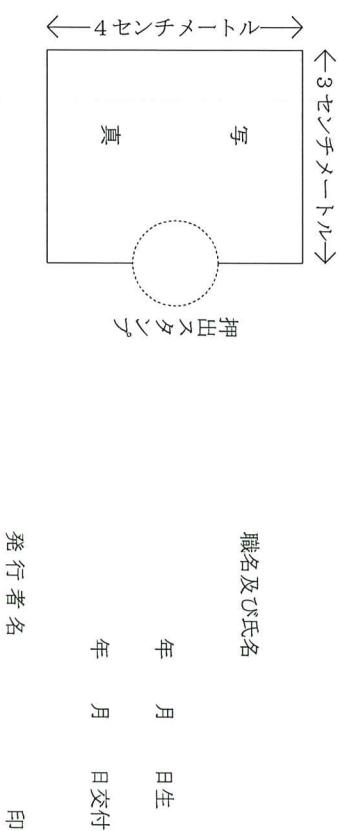
1 財務大臣 宮澤 喜一
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 谷津 義男
経済産業大臣 川口 順子
環境大臣 平沼 起夫
農林水産大臣 谷津 義男
経済産業大臣 平沼 喜一
国土交通大臣 坂口 力
環境大臣 川口 順子

資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す證明書の様式を定める省令

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第三十七条第一項から第五項までの規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す證明書は、別記様式によるものとする。

表 面

第 号



資源の有効な利用の促進に関する法律第三十七条第六項の立入検査をする職員の身分証明書

裏面

資源の有効な利用の促進に関する法律抜き

第三十七条 主務大臣は、第十三条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定省資源事業者又は特定再利用事業者に対し、その業務の状況に報告させ、又はその職員に、特定省資源事業者又は特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 主務大臣は、第二十条、第二十三条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者、指定表示事業者に對し、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品による業務の状況に報告させ、又はその職員に、事業場若しくは倉庫に立ち入り、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品による業務の状況に報告させ、又はその職員に、事業場若しくは倉庫に立ち入り、検査せることができる。

3 主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再生資源化事業者に對し、その認定に係る使用済指定再生資源化製品の自主回収又は再生資源化の実施の状況に報告させ、又はその職員に、認定指定再生資源化事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

4 主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に對し、その認定に係る使用済指定再生資源化製品の自主回収又は再生資源化の実施の状況に報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

5 副産物事業者に對し、指定副産物による業務の状況に報告させ、又はその職員に、指定副産物事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

6 前各項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。
2 発行人は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

○農林水産省令第一号
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十四条第一項の規定に基づき、鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

(略)

二 第三十七条第一項から第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)
二 第三十七条第一項から第五項までの規定による報告をせざった者
7 又はこれらとの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A7とすること。
2 発行人は、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣とする。

○農林水産省令第一号
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十四条第一項の規定に基づき、鋼製又はアルミニウム製の缶であつて、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令(平成三年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第十六条」を「第十四條第一項」と、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

第二条中「第十六条」を「第二十四条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、同条第一号中「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改める。

別表中「第二種指定製品」を「指定表示製品」に改める。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十四条第一項の規定に基づき、ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 起夫

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 起夫

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 起夫

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

農林水産大臣 谷津 義男

経済産業大臣 平沼 起夫

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしようゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令

平成十三年三月二十八日

○財務省令第一号

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第一号

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)附則第十項の規定に基づき、住宅金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

国土交通大臣 林 寛子

経済産業大臣 平沼 起夫

住宅金融公庫法施行規則(昭和二十九年建設省令第一号)の一部を改正する省令

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

国土交通大臣 林 寛子

絏済産業大臣 平沼 起夫

住宅金融公庫法施行規則(昭和二十九年建設省令第一号)の一部を改正する省令

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

国土交通大臣 林 寛子

絏済産業大臣 平沼 起夫

住宅金融公庫法施行規則(昭和二十九年建設省令第一号)の一部を改正する省令

平成十三年三月二十八日

財務大臣 宮澤 喜一

国土交通大臣 林 寛子

絏済産業大臣 平沼 起夫

住宅金融公庫法施行規則(昭和二十九年建設省令第一号)の一部を改正する省令

平成十三年三月二十八日

○厚生労働省令第四十七号

この省令は、公布の日から施行し、平成二年八月二十九日から適用する。

○厚生労働省令第三十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第九十四条の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第十四条に規定する講習会を指定する省令を次のように定める。

平成十三年三月二十八日

厚生労働大臣 坂口 力

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第十九条に規定する講習会として次の講習会を指定する。

○厚生労働省令第四十六号

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条の二第一項の規定に基づき、老人福祉法第十二条の三に規定する業務を行う者を指定する省令を次のように定める。

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条の三に規定する業務を行う者を指定する省令

平成十三年三月二十八日

厚生労働大臣 坂口 力

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条の三に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

名 称	住 所	事務所の所在地	指 定 の 日
財團法人長寿社会開発センター	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	平成二年八月二十九日
事務所の所在地	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	東京都港区虎ノ門三丁目八番二十一号	平成二年八月二十九日

この省令は、公布の日から施行し、平成五年十月一日から適用する。